

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政 策 会 議 案 件 書 （ 審 議 案 件 ）

令 和 7 年 6 月 11 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	総 務 部 法 制 文 書 課
案 件 名 称	三 浦 市 役 所 の 位 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
部 門 経 営 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	☒ 有 ☐ 無
審 議 依 頼 事 項 三 浦 市 役 所 の 位 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て、 別 紙 の と お り 基 本 方 針 を 決 定 す る こ と に つ い て	
現 状 と 課 題 1 地 方 公 共 団 体 の 事 務 所 の 位 置 に つ い て は、 地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 4 条 第 1 項 で『 条 例 で こ れ を 定 め な け れ ば な ら ない 』 と 規 定 さ れ て お り、 本 市 に お い て は、 三 浦 市 役 所 の 位 置 に 関 す る 条 例 （ 昭 和 30 年 条 例 第 26 号。 以 下 「 位 置 条 例 」 と い う。） に よ り 市 役 所 の 位 置 を 規 定 し て い る。 2 現 在、 令 和 8 年 11 月 13 日 ま で を 工 期 と し た 市 役 所 新 庁 舎 の 建 設 工 事 が 進 ん で お り、 令 和 8 年 中 の 市 役 所 移 転 が 予 定 さ れ て い る こ と か ら、 こ れ に 応 ず る た め、 位 置 条 例 に 規 定 す る 市 役 所 の 位 置 を 改 正 す る 必 要 が あ る。	
案 件 担 当 部 課 等 の 見 解 別 紙 基 本 方 針 の と お り、 三 浦 市 役 所 の 位 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る こ と し た い。 審 議 決 定 後 は、 令 和 7 年 第 2 回 定 例 会 に 議 案 を 提 出 す る こ と と し た い。	
総 合 計 画 及 び 予 算 と の 関 係 大 綱 4 計 画 の 推 進 に 向 け て 目 標 4 開 か れ た 市 役 所 づ く り 施 策 2 開 か れ た 行 政 運 営 の 推 進	
備 考 説 明 員 神 保 法 制 文 書 課 長 小 池 法 制 文 書 課 法 制 文 書 G L	